

該当箇所	修正後	修正前
規程第 11 条	<p>(開示決定の通知)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第 16 条第 2 項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項</p>	<p>(開示決定等の通知)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項</p>
規程第 16 条	<p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。</p>	<p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。</p>

該当箇所	修正後	修正前
規程第 21 条	<p>(訂正決定等期限特例延長通知書)</p> <p>第 2 1 条 条例第 3 6 条第 1 項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書 (様式第 1 4 号) とする。</p>	<p>(訂正決定等期限特例延長通知書)</p> <p>第 2 1 条 条例第 3 6 条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書 (様式第 1 4 号) とする。</p>
規程第 26 条	<p>(利用停止決定等期限特例延長通知書)</p> <p>第 2 6 条 条例第 4 3 条第 1 項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書 (様式第 2 0 号) とする。</p>	<p>(利用停止決定等期限特例延長通知書)</p> <p>第 2 6 条 条例第 4 3 条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書 (様式第 2 0 号) とする。</p>

該当箇所	修正後	修正前
様式第2号 開示決定通知書	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。</u>)。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)</u>、〇〇地方裁判所に<u>この決定</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)。ただし、前記の審査請求をした場合には、<u>当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u></p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。</p>
	4 開示の実施の方法等(同封)の説明事項をお読みください。	4 開示の実施の方法等(同封)の説明事項をお読みください。)

該当箇所	修正後	修正前
様式第3号 開示をしない 旨の決定通知 書	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。</u>)。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)</u>、〇〇地方裁判所に<u>この決定</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)。ただし、前記の審査請求をした場合には、<u>当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u></p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。</p>

該当箇所	修正後	修正前				
様式第5号 開示決定等 期限特例延 長通知書	<p>年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、〇〇議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="353 528 1207 687"> <tr> <td data-bbox="353 528 696 687">条例第26条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由</td> <td data-bbox="696 528 1207 687"></td> </tr> </table>	条例第26条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由		<p>年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、〇〇議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1281 528 2112 687"> <tr> <td data-bbox="1281 528 1624 687">条例第26条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由</td> <td data-bbox="1624 528 2112 687"></td> </tr> </table>	条例第26条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
条例第26条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由						
条例第26条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由						
様式第9号 開示決定通 知を行った旨 の反対意見書 提出者への通 知書	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がない限り</u>、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)、〇〇地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がない限り</u>、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなりま</p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>決定があったことを知った日から</u>6か月以内であっても、<u>決定の日から</u>1年を経過した場合には<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>				

該当箇所	修正後	修正前
	<p>す。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。</u>(なお、当該審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)</p>	
<p>様式第 10 号 訂正請求書</p>	<p>開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：</p>	<p>開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</p>
<p>様式第 11 号 訂正決定通知書</p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がない限り</u>、審査請求をすることができなくなります。</u>)。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)</u>、〇〇地方裁判所に<u>この決定の取消しの訴えを提起することができます</u>(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がな</u></u></p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができます</u>(なお、<u>決定があったことを知った日から6か月以内であっても、<u>決定の日</u>から1年を経過した場合には<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)。</p>

該当箇所	修正後	修正前
	<p><u>い限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。<u>ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u></p>	
<p>様式第12号 訂正をしない 旨の決定通知 書</p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がない限り</u>、審査請求をすることができなくなります。)</u>。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)</u>、〇〇地方裁判所に<u>この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この</u></p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>決定があったことを知った日から6か月以内であっても、<u>決定の日</u>から1年を経過した場合には<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。</u></p>

該当箇所	修正後	修正前				
	<p><u>決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u></p>					
<p>様式第14号 訂正決定等 期限特例延 長通知書</p>	<p>年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、○ ○議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第36 条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとし ましたので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="333 746 1189 914"> <tr> <td data-bbox="333 746 683 914"> 条例第36条第1項の規 定(訂正決定等の期限の 特例)を適用する理由 </td> <td data-bbox="683 746 1189 914"></td> </tr> </table>	条例第36条第1項の規 定(訂正決定等の期限の 特例)を適用する理由		<p>年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、 ○○議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第 36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとし ましたので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1238 746 2094 914"> <tr> <td data-bbox="1238 746 1588 914"> 条例第36条の規定(訂 正決定等の期限の特 例)を適用する理由 </td> <td data-bbox="1588 746 2094 914"></td> </tr> </table>	条例第36条の規定(訂 正決定等の期限の特 例)を適用する理由	
条例第36条第1項の規 定(訂正決定等の期限の 特例)を適用する理由						
条例第36条の規定(訂 正決定等の期限の特 例)を適用する理由						
<p>様式第15号 保有個人情 報提供先への 訂正決定通 知書</p>	<table border="1" data-bbox="333 995 1189 1190"> <tr> <td data-bbox="333 995 683 1190"> 訂正請求者の氏名 等保有個人情報を 特定するための情 報 </td> <td data-bbox="683 995 1189 1190"> (氏名、住所等) </td> </tr> </table>	訂正請求者の氏名 等保有個人情報を 特定するための情 報	(氏名、住所等)	<table border="1" data-bbox="1238 995 2094 1190"> <tr> <td data-bbox="1238 995 1588 1190"> 訂正請求者の氏名 等保有個人情報の 特定するための情 報 </td> <td data-bbox="1588 995 2094 1190"> (氏名、住所等) </td> </tr> </table>	訂正請求者の氏名 等保有個人情報の 特定するための情 報	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名 等保有個人情報を 特定するための情 報	(氏名、住所等)					
訂正請求者の氏名 等保有個人情報の 特定するための情 報	(氏名、住所等)					

該当箇所	修正後	修正前
様式第 16 号 利用停止請求書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報<u>の名称等</u>： </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 開示決定通知書の文書番号： <u> </u>日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 </div>
様式第 17 号 利用停止決定通知書	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、<u>この決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、<u>この決定</u>があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、<u>正当な理由がない限り</u>、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)</u>、〇〇地方裁判所に<u>この決定</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定</u>の取消しの訴えを提起することができなくなります。)<u>。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u></p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に処分</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>決定があったことを知った日から</u>6か月以内であっても、<u>決定の日から</u>1年を経過した場合には<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>

該当箇所	修正後	修正前
様式第18号 利用停止をしない旨の決定 通知書	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。</u>)。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>の翌日から起算して6か月以内に、〇〇町(村)を被告として(〇〇議会議長が被告の代表者となります。)</u>、〇〇地方裁判所に<u>この決定</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)。ただし、前記の審査請求をした場合には、<u>当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u></p>	<p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日<u>から6か月以内に、〇〇議会議長を被告として、〇〇地方裁判所に<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができます(なお、<u>決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には<u>処分</u>の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)。</u></p>

該当箇所	修正後	修正前				
様式第 20 号 利用停止決定等期限特例延長通知書	<p>年月日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、〇〇議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="333 499 1164 699"> <tr> <td data-bbox="333 499 730 699">条例第43条第1項の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由</td> <td data-bbox="730 499 1164 699"></td> </tr> </table>	条例第43条第1項の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由		<p>年月日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、〇〇議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1261 499 2092 699"> <tr> <td data-bbox="1261 499 1635 699">条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由</td> <td data-bbox="1635 499 2092 699"></td> </tr> </table>	条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
条例第43条第1項の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由						
条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由						
参考書式： 条例第 28 条 第 3 項、施行 規程第 17 条 開示の実施方 法等申出書	削除	<p><本件連絡先> <u>〇〇議会事務局</u> <u>(担当者名)</u> <u>(電話)</u></p>				